

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会（第5回）議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成21年11月16日（月）10:00～12:00
- 場所：総務省10階 共用会議室1
- 出席者：塩野座長、青山委員、斎藤委員、高橋委員、山本委員、渡邊委員
久元自治行政局長、佐村大臣官房審議官、安田行政課長、田中行政課行政企画官、上仮屋行政課理事官

【議事の概要】

（1）意見交換

- ・ 事務局より、資料1（国・地方間の係争処理のあり方について（素案））、資料2（「主な論点について（案）」に対する各委員の主な意見（再修正））及び資料3（訴訟に向けた流れ（イメージ））について、説明が行われた。
- ・ 資料1（国・地方間の係争処理のあり方について（素案））について、意見交換が行われ、以下のような意見が出された。

（一（基本認識）に関する意見）

- ・ 「地方公共団体が是正の要求に応じた措置を講じず、審査の申出もしない」という事態は、法律解釈を巡る齟齬だけが原因ではなく、首長の政治的スタンスが原因となることも十分考えられる。
- ・ 政治的スタンスの問題があったとしても、地方公共団体は、表向きは法律解釈の問題として争うと考えられる。

（二．1（国等から訴え提起等に向けた手続を開始できる場合について）に関する意見）

- ・ 「審査申出」という表現は、「訴え提起等」という表現に統一することが適当である。

（二．4（「訴え提起に向けた指示」について）に関する意見）

- ・ 民訴では、例えば工場の騒音を一定以下にしなければならぬときに、工場が行い得る措置は複数あると思うが、措置の数が有限であれば、騒音被害者には、それぞれの措置を求める権利があると考えられる。民訴と行訴を平行で考えるのであれば、是正の要求を受けた地方公共団体が行い得る措置は複数あるが、その選択肢は有限であり、地方公共団体はその選択肢の中から措置を選択する権利を持つにすぎないと考えられると、国には、それぞれの選択肢を請求する権利があると考えられる。
- ・ 自治事務について、国が地方公共団体の裁量を収縮させることは、現行の地方自治法の整理から説明がつかないとしても、裁判所が地方公共団体の裁量を収縮させることは、必ずしも現行の地方自治法とは矛盾しないのではないかと。

- ・ 裁判所が地方公共団体の裁量を収縮させるとした場合でも、原告たる国が具体的な選択肢を裁判所に示す必要があるが、それが現行の自治事務の考え方に抵触しないのか、疑問もある。
- ・ 自治事務について、国が具体的な措置を命じてはならないと整理されているのは、国の関与の事前手続の話であり、実体法上、地方公共団体には法律を守らなければならない義務が存在しているのであるから、訴訟の段階で、実体法上の義務をすべきことを求めることができることは可能であると考ええる。
- ・ 地方公共団体が、訴訟の段階で国が指定した措置以外の措置を講じ、違法状態が解消した場合には、裁判所は国の請求を棄却することになるため、地方公共団体の裁量は残っているという説明ができるのではないか。
- ・ 個別法において、地方公共団体が講ずべき措置をどの程度具体化しているかという問題であると考ええる。例えば住基法であれば、本人確認情報を通知するという措置は明確であるが、自治事務の中には、具体的な措置義務が必ずしも明確でないものもあると考えられる。
- ・ 地方公共団体が講ずべき措置が明らかであれば、資料3パターン1で十分対応できる。また、講ずべき措置が複数ある場合は、パターン2で、一種の技術的助言のような形で、国が具体的措置を提示することも可能であると考ええる。

(三 (国等からの訴え提起等以外の方策について) に関する意見)

- ・ 現在、並行権限で対応している事項について、「新制度ができ、国が事後的に是正することが可能となったため、並行権限を廃止しても良いではないか」という議論が起こり得ると考えられる。

(以上 (速報のため事後修正の可能性あり))